

## 農薬専門調査会への企業関係者等の参加について（案）

### 1. 経緯及び趣旨

農薬専門調査会においては、評価書評価を除き、申請者等から提出された農薬抄録等の試験成績（以下「抄録等」という。）を用いて評価を行っているところである。

これまで、提出された抄録等の内容について確認事項が生じた場合や、記載された申請者の見解に対し更に説明を求める場合等には、専門調査会における審議を経た後、リスク管理機関を通じて申請者に確認し、得られた回答を基に再度専門調査会において検討を行ってきたところである。

しかしながら、このような取扱いでは、専門調査会を複数回開催する、あるいは専門委員の善意により専門調査会以外のタイミングで内容を御確認いただくなどの対応が必要となることから、農薬専門調査会における調査審議を長引かせる一因となるとともに、専門委員の負担も増大させている。

このため、農薬専門調査会における初回審議の冒頭に、下記のとおりリスク管理機関あるいは企業関係者等を招致し、質疑応答等の時間を設けることにより、評価を効率的に進めるとともに、抄録等の内容に対する理解を深めるための一助とすることとしたい。

なお、この取扱いは、審議の効率化のために行うものであることから、運用後、その妥当性及び食品安全委員会の中立性・公正性との整合性等について随時見直すこととする。

### 2. 対応

- ① 農薬専門調査会は、リスク管理機関及び当該剤に関連する企業の担当者（以下「説明者」という。）を、農薬専門調査会幹事会及び評価部会に招致することができる。
- ② 説明者を招致する場合には、当該会合の座長は、会議〇日前までに事務局に連絡することとし、これを受けて事務局が説明者に出席要請を行うものとする。  
なお、本件にかかる旅費等の諸経費は、説明者の負担とする。
- ③ 農薬専門調査会に招致された説明者は、当該品目に関する専門調査会出席者（以下「専門委員等」という。）からの質問に回答することができる。
- ④ 説明者は委員等の質問に対する回答のみ行うことができる。求められたもの以外の内容等、座長が不必要と判断する場合について説明を行った場合、座長は説明を打ち切らせることができる。
- ⑤ 説明者は、座長が要請した場合には、直ちに退席しなければならない。ただし、当該会合が公開の場合は傍聴席に移動して傍聴することができる。

- ⑥ 農薬専門調査会場で説明した内容については、原則として議事録に記載され、公開される。ただし、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、「食品安全委員会の公開について」（平成 15 年 7 月 1 日食品安全委員会決定）に基づき、公開しないことができる。

この場合、説明者はあらかじめその旨を宣言した上で発言することとする。

- ⑦ この規定に定めるもののほか、説明者の招致に関し疑義が生じた場合には、農薬専門調査会座長が農薬専門調査会幹事会に諮って決定する。

なお、評価部会における審議中に生じた疑義のうち、その場で解決を要する事案については、評価部会座長の判断により処理するものとし、その結果について、農薬専門調査会幹事会に報告することとする。